

# 岐阜県公報

第 二 千 百 三 号

平成二十一年十二月一日

(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 救急医療施設の委嘱
- 解除予定保安林とする旨の通知
- 保安林における許可をすべき皆伐面積の限度
- 道路の区域変更

### 選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表
- 政治団体の異動事項の公表
- 資金管理団体の異動事項の公表

### 公 示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 平成二十一年度砂利採取業務主任者試験合格者
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

### 岐阜県告示第六百四十一号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年十一月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

朝日大学歯学部附属病院 瑞穂市穂積一八五二番地の一 平成二四・一〇・三一

### 岐阜県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
恵那市大井町字奥戸二七〇九の二九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅  
(「次の図」を「省略し」、その図面を岐阜県森林防災保安計画及び関係市役所に備え置くこと縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百四十三号

保安林の平成二十一年度における指定による木木の伐採について、森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべてを指定面積の限度を定めたので、森林法施行令(昭和三十六年政令第百七十六号)第四条の二第三項の改正により公表する。

平成二十一年十一月一日

岐阜県岐阜市 田 邊

| 保安林<br>単位区域 | 同一の単位とされる保安林の集団                                        | 皆伐面積の限度たる面積<br>(単位：ha) |               |
|-------------|--------------------------------------------------------|------------------------|---------------|
|             |                                                        | 水源かん養<br>保安林           | 土砂流出<br>防備保安林 |
| 高 原 川       | 高山市(旧上宝村の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域に限る。)                      | 1,508.34               | 416.44        |
| 宮 川         | 高山市(旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域を除く。) | 2,860.28               | 513.78        |
| 庄 川         | 高山市(旧莊川村の区域に限る。)、大野郡                                   | 1,350.93               | 872.88        |
| 飛騨川上流       | 高山市(旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。)                           | 1,004.19               | 186.71        |
| 飛騨川中流       | 下呂市                                                    | 1,078.15               | 379.07        |
| 飛騨川下流       | 美濃加茂市、加茂郡                                              | 120.90                 | 258.45        |
| 長良川上流       | 郡上市                                                    | 964.14                 | 538.35        |
| 長良川下流       | 岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市                                    | 634.23                 | 649.19        |
| 揖斐川上流       | 本巣市、揖斐郡                                                | 2,599.43               | 1,080.76      |
| 揖斐川下流       | 大垣市、海津市、養老郡、不破郡                                        | 166.45                 | 416.27        |

|       |                                   |        |        |
|-------|-----------------------------------|--------|--------|
| 木 曽 川 | 中津川市、恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。) | 697.14 | 808.81 |
| 多治見地区 | 多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡              | 57.14  | 554.72 |
| 矢 作 川 | 恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)      | 47.86  | 260.64 |

| 保安林種  | 同一の単位とされる保安林の集団       | 皆伐面積の限度たる面積<br>(単位：ha) |     |
|-------|-----------------------|------------------------|-----|
|       |                       | 干 害 防 備 林              | 保安林 |
| 保安林種  | 揖斐郡揖斐川町(旧揖斐川町の区域に限る。) | 1.48                   |     |
|       | 揖斐郡池田町                | 18.66                  |     |
|       | 郡上市(旧大和町の区域に限る。)      | 2.84                   |     |
|       | 郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)      | 4.56                   |     |
|       | 郡上市(旧明宝村の区域に限る。)      | 2.96                   |     |
|       | 恵那市(旧恵那市の区域に限る。)      | 1.46                   |     |
|       | 中津川市(旧福岡町の区域に限る。)     | 2.24                   |     |
|       | 下呂市(旧金山町の区域に限る。)      | 2.30                   |     |
|       | 高山市(旧高山市の区域に限る。)      | 1.90                   |     |
|       | 高山市(旧朝日村の区域に限る。)      | 3.22                   |     |
|       | 高山市(旧高根村の区域に限る。)      | 0.61                   |     |
|       | 飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)      | 0.96                   |     |
| 保健保安林 | 岐阜市                   | 3.77                   |     |
|       | 郡上市(旧明宝村の区域に限る。)      | 2.46                   |     |
|       | 郡上市(旧和良村の区域に限る。)      | 1.12                   |     |
|       | 多治見市(旧多治見市の区域に限る。)    | 2.58                   |     |
|       | 下呂市(旧金山町の区域に限る。)      | 10.18                  |     |

高山市（旧園部町の区域に限る。）

1.48

岐阜県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間                                     | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル）                  | 延長（メートル）       | 備考 |
|-------|------|-----------------------------------------|--------|------------------------------|----------------|----|
| 県道    | 美岐山線 | 岐阜市早田大通二丁目九番一地从先から<br>同 市 同 一丁目一番一地从先まで | 前<br>後 | 一六・三<br>一六・五<br>一六・七<br>一六・九 | 八二<br>八二<br>八二 |    |

岐阜県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の姓名

会計責任者の姓名

主たる事務所の所在地

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                     | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル）          | 延長（メートル）                | 備考 |
|-------|-------|-----------------------------------------|--------|----------------------|-------------------------|----|
| 県道    | 牛久保牧線 | 瑞穂市祖父江字犀川一三四番地先から<br>同 市 同 字 同 一三六番地先まで | 前<br>後 | 一四・〇<br>一四・五<br>一四・一 | 一四〇・〇<br>一四〇・〇<br>一四〇・〇 |    |

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

白山会 堀 敏 夫 桐 山 なほ美 岐阜市九重町1—12—3

岐阜県選挙区選出議員会(以下に総員十一人)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七十条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり公示する。

平成二十一年十一月一日

岐阜県選挙区選出議員会  
代表 大 塚 保 幸

| 政治団体の名称           | 異 動 事 項                             | 新                          | 旧                 |
|-------------------|-------------------------------------|----------------------------|-------------------|
| 自由民主党岐阜市支部        | 主たる事務所の所在地                          | 岐阜市加納新本町2—23               | 岐阜市数田南1—11—12     |
| 民主党岐阜県参議院選挙区第1総支部 | 会 計 責 任 者                           | 増 永 恭 志                    | 三 輪 清             |
| 民主党岐阜県総支部連合会      | 主たる事務所の所在地                          | 岐阜市美江寺町2—3                 | 岐阜市金町1—23         |
| 民主党岐阜県第5区総支部      | 主たる事務所の所在地                          | 多治見市小田町6—17—1              | 多治見市太平町4—38       |
| 民主党岐阜県第4区総支部      | 主たる事務所の所在地                          | 可児市下恵土2942—2               | 下呂市門和佐1045—4      |
| 浅野真後援会            | 主たる事務所の所在地                          | 岐阜市神田町1—1—1                | 岐阜市加納御車町35—1      |
| 伊神会               | 会 計 責 任 者                           | 西 脇 正 己                    | 若 山 昌 之           |
| 今井まさと後援会          | 主たる事務所の所在地                          | 可児市下恵土2942—2               | 下呂市門和佐1045—4      |
| 笠原多見子を育てる会        | 国会議員関係政治団体の区分<br>〔公職の候補者の氏名及び公職の種類〕 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 笠原古屋会             | 主たる事務所の所在地                          | 多治見市白山町1—15                | 多治見市白山町4—7—1      |

|                 |                                                |                                                                                     |                   |
|-----------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 志泉会             | 主たる事務所の所在地                                     | 岐阜市竜田町4—3                                                                           | 岐阜市神田町1—8—2       |
| 新政経フオーラム清風会     | 会 計 責 任 者                                      | 田 中 勝 士                                                                             | 中 山 義 章           |
| 関ヶ原ふじつか守後援会     | 会 計 責 任 者                                      | 澤 村 登                                                                               | 衣 斐 正 良           |
| 多治見市古屋けいじを育てる会  | 主たる事務所の所在地                                     | 多治見市白山町1—15                                                                         | 多治見市白山町4—7—1      |
| 士岐市古屋圭司後援会      | 代 表 者                                          | 籠 橋 兵 衛                                                                             | 加 藤 源 治           |
| 中村幸二を支持する会      | 主たる事務所の所在地                                     | 士岐市泉町大富1989—11                                                                      | 士岐市泉梅ノ木町1—10      |
|                 | 会 計 責 任 者                                      | 高 木 勲                                                                               | 松 崎 勉             |
| 21世紀に翔く会        | 国会議員関係政治団体の区分<br>(公職の種類)<br>〔公職の候補者の氏名及び公職の種類〕 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体<br>衆議院議員<br>笠 原 多見子<br>衆議院議員 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
|                 | 代 表 者                                          | 坪 根 一 雄                                                                             | 永 井 邦 夫           |
| 古田はじめ加納中学校後援会   | 会 計 責 任 者                                      | 中 村 敦 雄                                                                             | 杉 山 行 生           |
|                 | 主たる事務所の所在地                                     | 岐阜市宇佐3—12—14                                                                        | 岐阜市領下1882—2       |
| 古田はじめ岐阜高校同窓生後援会 | 代 表 者                                          | 森 川 幸 江                                                                             | 岡 本 太 一           |
| 瑞浪市古屋圭司後援会      | 代 表 者                                          | 高 嶋 芳 男                                                                             | 小 倉 甲子朗           |
|                 | 主たる事務所の所在地                                     | 瑞浪市寺河戸町1055                                                                         | 瑞浪市寺河戸町1045—3     |

岐阜県選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 新            | 旧            |
|-----------|-----------|------------|--------------|--------------|
| 今井 雅人     | 今井まさと後援会  | 主たる事務所の所在地 | 可児市下恵土2942—2 | 下田市門和佐1045—4 |
| 笠原多見子     | 21世紀に翔く会  | 公職の種類      | 衆議院議員        | 岐阜県議会議員      |
| 柴藤 正直     | 志衆会       | 主たる事務所の所在地 | 岐阜市竜田町4—3    | 岐阜市神田町1—8—2  |

公 示

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はだし工房共同作業所

三 代 表 者 の 氏 名 安藤 美由紀

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市笠原町一六四七番地の七八八

五 定款に記載された目的 この法人は、地域に生活する重度の障害を持つ人に対して、軽作業や文化活動を通して日中の生活への支援と充実に関する事業を行い、障害者福祉に対する理解と前進に寄与することを目的とする。

。平成二十一年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号

受験番号

|    |    |
|----|----|
| 二  | 五  |
| 一〇 | 八  |
| 二四 | 二二 |
| 三〇 | 二六 |
| 三九 | 三五 |
| 四五 | 四四 |

以上十三名

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

バロー中津川店

中津川市八幡町二〇八二番地一

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前九時～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後十時三〇分

平成二十一年十二月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社